

事務局だより

令和5年3月号



お花見



新年度に向けて

センターでは、企業や公共(いなべ市、社会福祉協議会等)とは一年ごとに契約を結んでいます。

現行の契約書を精査し「作業内容は現状の就業内容と整合しているか」「安全適正な就業であるか」等の確認をしています。

現在、当センターでは、請負契約を82事業所、派遣契約を29企業と締結しています。

いちご大福の作り方 <会員さん提供レシピ>

～旬が終わってしまう前に味わいたい～

【材料】(10個分)

A { 白玉粉…100グラム
水 …150cc

砂糖 …80グラム
こしあん…150グラム
いちご …小10粒
片栗粉 …適量



【作り方】

- ① こしあんを10等分してまるめ、いちごを中に包む。
- ② A を耐熱ボールに入れ泡立て器でよく混ぜる。砂糖を加えてダマがなくなるまでさらによく混ぜる。
- ③ レンジ700Wで3分加熱し、木べらでよく混ぜる。
- ④ 再度レンジ300Wで4分加熱し、再び木べらでよく混ぜるとなめらかでコシのある生地が出来る。
- ⑤ 片栗粉をたっぷり敷いたバットに生地を移して10等分し、あんで包んだいちごにかぶせて形を整えたら出来上がり！

適正就業のお願い!

令和2年度第9回理事会で「適正就業に関する取扱基準」が改正・承認されています。(R3.2.24付) 改定内容は新の下線部箇所となります。

旧 (就業基準)

第3条 就業基準は次のとおりとする。

(1) 継続就業の就業期間は1年とする。ただし、1年毎に更新し就業期間は5年までとする。起算日は就業開始月とし、利用者要望によりやむを得ないと判断される場合は代表理事、常務理事の協議を経て就業期間を延長することができる。

(2) 公共の職場における継続就業年齢は、原則70歳月の月末とする。ただし、別に定めのない場合は、満75歳月の月末とする。

新 (就業基準)

第3条 就業基準は次のとおりとする。

(1) 継続就業の就業期間は1年とする。ただし、1年毎に更新し就業期間は5年までとする。起算日は就業開始月とし、利用者要望によりやむを得ないと判断される場合は代表理事、常務理事、**事務局長**の協議を経て就業期間を延長することができる。

(2) **継続就業年齢は原則80歳とする。本人の健康状態、意志及び利用者側の意見を参考にして代表理事、常務理事、事務局長の協議を得て延長できる。ただし利用者側の年齢制限がある場合はそれに準ずる。**

(3) **公共の同一場所における継続就業年数が終了したのち、同一場所へ再就業する場合は就業終了後6ヶ月以上経過したのちに就業できる。ただし新規希望者があるときはそれを優先する。**

※ (4) 項以下改定なし。旧項と同様。

センター事務局では、昨年草刈りや草取り、剪定作業等で当センターをご利用いただいた約1,171名の個人や企業のお客様に「往復はがき」で今年の作業予約確認をしています。(R5年2月発送済)

入会説明会 (毎月1回開催)

毎月第3月曜日開催

◇時間と場所は下記のとおりです。

☆入会説明会

日時: 3月20日(月) 午後1時30分～

4月17日(月) 午後1時30分～

場所: 北勢福祉センター2階 中会議室

※5月以降はの正確な開催日時等については、事務局もしくはホームページでご確認ください



募集中!

今月は、「事務局だより/就業情報」
「配分金明細書(2月就業者)」
「安全就業だより」(令和4年3月号)
「作業服(夏用)の案内」
「草取りボランティア申込み」
を同封しました。